

令和6年1月12日

日本薬剤師会

令和3年度介護報酬改定において設けられた経過措置について（薬局関係）

令和3年度介護報酬改定において義務付けが設けられた、令和6年3月31日を経過措置期限とする改定事項は、以下のとおりです（薬局関係のみを抜粋。詳細は参考資料をご参照ください）。

これら内容をご確認の上、該当する薬局におかれましては、適宜ご対応いただきますようお願いいたします。

	改定事項	概要
1	感染対策の強化	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
2	業務継続に向けた取組の強化	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。 また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
3	高齢者虐待防止の推進	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的に実施すること。 また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。

1. 感染対策の強化

- 居宅療養管理指導に係る届出（みなし含む）を行っている、**すべての薬局が義務付けの対象**です。
- 委員会の開催、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施については、他の

サービス事業者と合同で実施することでも可能とされています。

- 指針は薬局単位で作成する必要があります。
- なお、これら研修の開催や指針策定等に際しては、既に研修等を実施している他のサービス事業者団体と都道府県薬剤師会が連携して行うことも考えられます。ご所属の都道府県薬剤師会からの案内にもお目配りください。
- また本年度、薬剤師の継続的な生涯教育に資するよう、またその一環として新興感染症の発生・まん延にも対応可能な地域の医療提供体制の確保につなげることを目的として、厚生労働省予算事業（日本薬剤師会にて実施）において、薬局における感染対策に関する指針及び研修教材を作成しています。これら事業成果物も活用いただけてと考えており、報告書・成果物がまとまり次第、情報提供いたします。

2. 業務継続に向けた取組の強化

3. 高齢者虐待防止の推進

- 経過措置期限は、**令和9年3月31日に延長**されます。
- 居宅療養管理指導以外の介護サービスについては、令和6年4月1日から義務付けとなり、減算措置も導入されます。居宅療養管理指導を提供する薬局におかれは、経過措置期間中であってもできるだけ早期に取り組んでいただくようお願いいたします。
- 業務継続に向けた取組強化については、本会がお示ししている以下もご参照いただけます。
 - ・ 薬剤師のための災害対策マニュアルページ
<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/manual.html>
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（案）薬局向け作成例
<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/plan.html>

参考

- ① 介護保険最新情報（Vol. 1174）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001153087.pdf>
- ② 令和6年度介護報酬改定審議報告
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html